

## 平成29年度 第4回小樽市子ども・子育て会議 会議概要

- ◆日時 平成30年2月14日(水) 17:58～18:45
- ◆場所 小樽市役所 別館3階 第1委員会室
- ◆欠席委員 5名(井村委員、小島委員、後藤委員、田口委員、新倉委員)
- ◆事務局 子育て支援室長、こども育成課長、こども福祉課長、こども育成課主査、こども育成課子育て支援係長、こども育成課保育係長、こども育成課子育て支援係  
(欠席:福祉部長)
- ◆関係課 障害福祉課長、健康増進課長、こども発達支援センター所長、学校教育支援室主幹、生涯学習課長  
(欠席:企画政策室主幹、商業労政課長、男女共同参画課長)

(注)発言にかかる委員の個人名は表記していません。

### ◇事務局

皆様おそろいになりましたので、ただいまから「平成29年度第4回小樽市子ども・子育て会議」を開催いたします。

はじめに、委員の皆様の本日の出席状況を報告させていただきます。本日、所用により欠席される旨の御連絡がありましたのは、井村委員、小島委員、後藤委員、田口委員、新倉委員の5名であります。なお、会議の成立は委員過半数の出席であり、成立していることを報告いたします。

今後の進行につきましては、片桐会長にお願いいたします。

### ◇会長

それでは、早速、議事の部に入ります。

本日の議事につきましては、次第にありますように議題が2件あります。

はじめに事務局から「小樽市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し(最終案)について」、説明をお願いします。

### ◇事務局

それでは、資料1に基づきまして、説明させていただきます。

前回、昨年(平成28年)11月29日に開催いたしました第3回小樽市子ども・子育て会議で、「小樽市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し(案)」を御承認いただいた後、12月8日から1月9日までの期間でパブリックコメントを実施したところ、3名の方から7件の意見が提出されました。

提出された意見を基に中間年の見直し案を修正した部分はありませんが、主な意見とそれに対する市の考え方を紹介させていただきますと、1番目の意見「需要量の見直しに当たっては、実績値と計画値の比較だけでなく、サービスを利用したくても利用できない『影の需要』がある可能性がある。数値だけでなく、実際に現場に赴いて住民や事業者等の意見を聞いて『需要量の見込み』を検討すべき」との意見に対して、市の考え方は、「教育・保育施設及び地域型保育事業の見直しに当たりましては、「需要量の見込み」を検討する際に、より実態に即した数値となるよう、保育所や幼稚園等の「利用児童数」に「入所待ち児童数」を加算していること、また、見直しに当たっては、実地での聞き取りは実施していませんが、就学前児童のいる世帯1千件を対象に郵送によるアンケート調査を実施したほか、学識経験者や子どもの保護者、子育て支援関連事業者等で構成する「小樽市子ども・子育て会議」に諮問し、御意見をうかがったところであり、案のとおりといたします。」と整理させていただきました。

また、3番目の意見「地域子ども・子育て支援事業のうち『利用者支援事業』に関して、見直

し後の確保方策に専任相談員を1名配置とあるが、相談内容は事案ごとに異なり複雑なため、2名以上の配置が必要である。」との意見に対して、市の考え方は「本市におきましては、現在、教育・保育施設や地域子育て支援事業などの利用に関する相談に応じるため「利用者支援専門員」を1名配置しておりますが、近年の児童虐待、ひとり親家庭対応等の相談内容の複雑化や相談件数の増大に対応するため、子育て支援室に配置されている「母子・父子自立支援員」や「家庭児童相談員」と連携し業務に当たっています。また、相談機能の更なる強化を図るため、利用者支援専門員の増員を行う予定であり、案のとおりといたします。」と回答させていただいたところです。その他の意見と回答については、省略させていただきます。

続きまして、資料2を御覧ください。「小樽市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し（最終案）」としておりますが、内容的には、前回11月の会議でお示した案と変更はございませんが、誤字脱字の修正や用語の統一を行いましたので、若干の変更がございます。

主な修正箇所を御紹介いたしますと、5～6ページを御覧ください。6ページの「日赤保育所」、「ゆりかご保育園」、「あおぞら保育園」の備考欄に『一時預かり』と記載しておりますが、11月の段階では『一時的保育』と記載されておりました。この『一時的保育』という表現は、国の事業名が変更となり、現在は法定13事業のうちの『一時預かり』事業となっているため、修正を行ったものです。

なお、5ページの認可外保育施設である「小樽ひばり保育園」、6ページの「青い鳥保育園」、「キッズルームアップル」の備考欄には『一時的保育』という文言が残っておりますが、この3園につきましては、国の事業としての『一時預かり』事業を実施してございませんので、『一時預かり』事業と区別するため、『一時的保育』という文言を使用しているものです。

そのほか、6ページの下から5行目を御覧ください。銭函地区の中の桂岡幼稚園の備考欄ですが、前回、委員から御指摘のあった部分、「乳児保育」のうしろの（）内ですが、前回「生後6か月から」と誤った内容でしたが、「産休明けから」と修正しております。

続いて、23ページを御覧ください。（9）の実費徴収に係る補足給付事業の説明の7行目及び（10）の多様な事業者の参入促進事業の5行目に「事業計画策定時には」という表現を使用しておりますが、修正前は「計画策定時には」という表現でした。これにつきましては、1ページの1行目で「小樽市子ども・子育て支援事業計画」を省略して「事業計画」という文言で表現することに定義付けしておりますので、用語の統一を図ったものであります。

次に25ページの下から2行目を御覧ください。「第1期小樽市障害児福祉計画」とありますが、11月の時点では「（仮称）小樽市第1期障害児福祉計画」という表現でしたが、計画の検討が進みまして「（仮称）」が取れ、「第1期」を小樽市の前に付けることになったもので修正を行いました。

説明は、以上でございます。

◇会長

ただいま、資料1及び資料2に基づき、「小樽市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し（最終案）」について説明がありました。

ここまでのところで、御不明な点や御質問、御意見はありますか。

（発言なし）

◇会長

それでは、「小樽市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し（最終案）」について、事務局案と特に大きく異なる御意見はありませんでしたので、原案どおり進めていただくことで良いと思います。

◇会長

続いて、資料3に基づき「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」、事務局から説明をお願いします。

#### ◇事務局

それでは、資料3を御覧ください。「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」と題しておりますが、現在、稲穂3丁目の龍宮神社境内で従来型の幼稚園として運営されている「いなほ幼稚園」が、平成30年度に国の認定こども園整備交付金を活用して園舎の建替えを予定しており、併せて、平成31年4月から認定こども園への移行を予定していることから、新たにいなほ幼稚園の利用定員の設定が必要となるものです。なお、いなほ幼稚園の園舎建替えにつきましては、国の交付金の補助採択が前提となっておりますので、補助採択がされなかった場合には、建替え工事が平成31年度以降に延期される可能性があることを、御承知置きいただきたいと思っております。

資料上段の「利用定員」の表を御覧ください。現在は従来型の幼稚園でありまして、認可定員は120人となっておりますが、年齢別の定員は区分されておられません。平成27年度から29年度の平均在籍児童数は、3歳児23人、4歳児32人、5歳児36人の合計91人となっております。

平成31年4月からの事業者の希望定員は、表の下から2行目に記載されておりますが、3歳以上の幼稚園部分を利用する「1号」のお子さんは、3歳で25人、4歳で25人、5歳で30人の合計80人となっております。この人数は、過去3か年の平均在籍児童数である91人や今年1月1日現在の在籍児童数86人との比較や、本市の児童数の減少傾向を考慮すると妥当であると判断できるところです。

また、認定こども園の保育所部分を利用する2号及び3号の部分ですが、事業者は、0歳児で5人、1歳から5歳までそれぞれ7人の合計40人を希望しています。こちらについては、先ほどの資料2の11ページの下段の表を御覧いただきたいのですが、平成29年度中の3歳未満の保育需要718人に対し、供給量を意味する「確保方策」が730人で、その差が12人ですので、利用者が希望する保育所にスムーズに入所するためには、現状で必ずしも十分な定員を確保できているとは言えないところですので、事業者の希望定員を認めることが妥当と考えております。

次に、資料3に戻っていただいて、1枚目の下段を御覧ください。この表は、資料2の12ページから一部抜粋して掲載したのですが、いなほ幼稚園の利用定員の設定に当たりまして一部数値が変更となります。資料3の2枚目を御覧いただきたいのですが、中間見直しの教育・保育施設の「確保方策」の数値の策定に当たりましては、事前に事業者から聞き取りしていた情報を基に、平成31年度における「いなほ幼稚園」分の利用定員を幼稚園部分である「1号」が100人、3歳未満の保育所部分である「3号」のうち、0歳及び1歳でそれぞれ6人、2歳が7人、3歳以上の保育所部分の「2号」で3～5歳で各7人、全体では140人の定員設定を見込んでいたのですが、最終的な事業者の希望は、「1号」が80人となり20人の減、「3号」のうち0歳が5人となり1人の減、1歳が7人となり1人の増、全体では120人となり20人減となりました。

資料3の1枚目、下段の表に戻っていただきたいのですが、以上によりまして、見直し後の「1号」の「確保方策」の合計が1,461人から20人減の1,441人になり、「過不足(②-①)」欄の353人から20人減の333人になりますが、元々、幼稚園利用を意味する「1号」は需要量に対して十分な供給量を確保できていたため、20人の供給量の減少は問題ないものと考えております。また、3歳未満の保育所利用を意味する「3号」の部分では、「確保方策」の合計が、0歳で238人から1人減の237人に、1・2歳で1人増の536人になりますが、「3号」全体ではプラスマイナスゼロとなり影響がございませんので、それぞれ軽微な変更であると考えております。

なお、資料2の「小樽市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し」の確保方策の数値につきましては、パブリックコメントまで終了している段階でありまして、いなほ幼稚園の利用定員

設定による影響も軽微なものであることから、現状での変更点の確認に留め、中間見直し後の事業計画の数値の変更は行わないこととしたいと考えております。

最後に、資料3の2ページ目、「3 市内の教育・保育施設等」の表は、平成31年4月にいなほ幼稚園が認定こども園に移行した後の、市内の教育・保育施設の状況を表したもので、幼稚園は現在の10園から1園減って9園に、認定こども園は7園から1園増えて8園になる見込みです。

説明は、以上です。

◇会長

ただいま、資料3に基づき平成31年4月からの「認定こども園いなほ幼稚園」の利用定員について説明がありましたが、これについて御質問、御意見はありますか。

◇委員

いなほ幼稚園の保育部分が平成31年4月から40人となり保育部分が増えますが、市内の保育ニーズはある程度把握していますか。

◇事務局

いなほ幼稚園は現在120人定員のところ、平成31年度から認定こども園となり、保育部分40人、幼稚園部分80人で合計120人で施設としての定員は現状と変わりません。低年齢の0歳児、1歳児の保育所入所希望は一定程度の伸びはあるものと考えており、無理のない定員設定であると考えております。

◇委員

保育部分に職員を増やすことになると思いますので、利用者がいなければ運営が大変になります。

◇会長

それでは、事務局案と特に大きく異なる御意見はなかったと思いますので、原案どおり進めていただくことで良いと思います。

◇会長

次に、「3 その他」に入ります。はじめに、報告事項として、「病児・病後児保育事業の実施見通しについて」、事務局から説明をお願いします。

◇事務局

それでは、資料4を御覧ください。

病児・病後児保育事業とは、保護者が働いているなどの事情により、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が病児を一時的に保育するほか保育中に体調不良になった児童への対応を行うことで、安心して子育てができる環境を整備するものです。

本市におきましても、以前から病児・病後児保育の実施を求める市民の要望があり、子ども・子育て支援事業計画におきましても、年間300人の需要を見込んでおりましたが、施設整備に費用を要すること、市内の小児科医が少ないこと等の事情により実施には至ってありませんでした。

この度、いなほ幼稚園が園舎の改築及び認定こども園への移行に併せて、敷地内に病児・病後児保育を行うスペースを設けることを予定しているものです。なお、病児・病後児保育施設につきましては、国の「子ども・子育て支援整備交付金」の補助採択を前提としており、補助採択がされなかった場合には、病児・病後児保育施設の工事が平成31年度以降に延期される可能性があるものです。

本市といたしましては、いなほ幼稚園の施設整備によって病児・病後児保育を行う条件が整うことから、平成31年度中の実施を目処に、病児・病後児保育事業を開始することを検討しています。

実施主体は小樽市、運営方法は、認定こども園を運営する学校法人に業務を委託することを予定しておりますが、開所時間や対象児童の年齢、使用料等の詳細につきましては、今後検討を行うこととしております。

説明は、以上です。

◇会長

ただいま、資料4に基づき「病児・病後児保育事業の実施見通しについて」、説明がありました。これについて御質問、御意見はありますか。

(発言なし)

◇会長

いよいよ病児・病後児保育が始まるということです。

続いて、「平成30年度子育て支援関連施策等について」、事務局から説明をお願いします。

◇事務局

皆様の机上に「当日配付資料」と表示のある資料をお配りしておりますので、御覧ください。平成30年度子育て支援関連施策について、説明させていただきます。

まず1点目ですが、「1 利用者支援事業の拡大」についてですが、平成30年度の体制といたしまして、こども福祉課に専任の相談員を1名増員するための予算を計上しており、議決後に以下の体制となる見込みです。点線で囲った部分になりますが、現状では、利用者支援事業の「特定型」として相談員を1名配置し、この相談員は主に教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を実施しており、保育コンシェルジュと呼ばれているものです。

平成30年度からは、これに加えて利用者支援事業の「基本型」として、相談員を1名増員し、多様化・複雑化する様々な相談や情報提供・助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整や連携・協働の体制づくりを行うものです。これで、子育て支援室に相談員が2名体制になります。

次に、「2 第3子以降の保育料完全無料化」ですが、市長公約としても関連がありますが、平成30年9月以降、所得制限・年齢制限なしに「世帯の中で」第3子以降の保育料が無料となるものです。対象となる児童は、保育所及び認定こども園の保育部分を利用する2・3号認定の児童であり、実施時期は現況届による保育料の切替え時期に合わせて平成30年9月分の保育料から適用する予定です。

保育料の現状は、原則として「小学校就学前の児童の中で」、第1子、第2子、第3子と数えまして、第2子半額、第3子無料となっておりますが、例外として、一定の年齢や所得に満たない世帯に限り「世帯の中で」第2子半額、第3子以降無料となっているものを、市の独自軽減として無料の対象を拡大するものです。例えば、第1子が高校生、第2子が小学生、第3子が5歳児の場合、第3子の保育料が無料となります。

また、関連して、保育料計算に当たって年少扶養控除等のみなし適用を行う経過措置を平成27年度から実施しておりますが、この経過措置を平成30年9月から廃止する予定です。経過措置廃止によって保育料が増額となる世帯については、増額部分について平成30年9月から平成31年3月分まで個別に減免の対象として対応することを考えています。減免により、負担増となった保護者の負担を軽減することを予定しています。

「3 その他の主な新規事業」ですが、(1)の「ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業」は、ひとり親家庭に一時的に家事援助が必要になった際に、ヘルパーを派遣し支援する事業です。次の(2)の「子どもの生活実態調査」ですが、市内における子育て世帯の経済状況と子どもの生活環境や学校・家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握することを目的として行うこととしております。(3)の「産後ケア事業」は保健所の事業ですが、出産後おおむね4か月までの心身の不調又は育児不安等がある母親を対象に、助産師等による日帰り型のケアや育児指導を新たに実施する予定です。資料の説明は以上でございます。

続いて、今後のスケジュールについて、説明いたします。

本日の議事（１）で御承認いただきました「小樽市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し」につきましては、本会議の終了後、市長まで決裁を受け、決定後、市議会の第１回定例会の厚生常任委員会で報告する予定です。また、北海道や国への報告を併せて行いまして、市のホームページ等で公表する予定となっています。

また、本会議の今後のスケジュールですが、今年度の子ども・子育て会議につきましては、本日の会議が年度内最後の会議になるかと思えます。

新年度（平成３０年度）につきましては、第２期「小樽市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成３２年度から３６年度まで）の策定を見据えて、ニーズ調査の実施が必要になってくるものと考えております。前回策定時と同様に就学前児童の保護者へのアンケート調査が必要と考えておりますが、現時点で第２期計画についての国から具体的な考え方が示されておられませんので、国の方針等が明らかになりましたら、本会議で御審議いただく予定としております。

なお、平成３０年度第１回子ども・子育て会議は、７月頃の開催を予定しておりますが、具体的な会議の開催日程につきましては、時期が近くなりましてから、御都合を伺いたいと考えております。以上でございます。

◇会長

ただいまの説明について、御質問、御意見はありますか。

◇委員

保育料の第３子以降無料化についてですが、保育所と認定こども園の２・３号の保育部分のみということですが、国が平成３１年度から幼稚園部分も無料にする話がありますが、そのときは小樽市も幼稚園部分も無料にする予定ですか。

◇事務局

第３子以降の保育料無料化は市の独自策のため２・３号が対象ですが、国の通知はまだありませんが、国の制度と同様に行うことになると思います。

◇会長

今回の第３子以降保育料無料化で、３人目のお子さんが生まれればよいですね。

◇委員

保育所型の認定こども園の場合、第３子以降保育料無料化は２・３号の保育部分のみであれば、１号の保護者は９月から２号へ変更したいと申し出するのではないかと思います。今回の無料化について、保護者に対してどのように市の考え方を周知するのですか。

◇事務局

平成３０年９月分の保育料から変更ですが、平成３０年４月分からの保育料通知の際に第３子以降保育料無料化についての案内文書を保護者の方へ配布し、また、市のホームページなどへも掲載する予定です。

◇委員

国は平成３１年度から５歳児の無料を検討しているようですが、消費税が８％から１０％に上がることが前提のようです。

◇委員

小樽市は先行して第３子以降の保育料を無料化にするようですが、今後、国の制度がうまくいかない場合は、この無料化はどうなるのですか。

◇事務局

国の制度が変わらなくても、保育料が上がることはないものと考えております。

◇委員

いなほ幼稚園の改築ですが、新園舎は平成３０年度内に完成する予定ですか。

◇事務局

現在のスケジュールでは、年度内に完成する見込みです。

◇委員

病児・病後児保育ですが、企業主導型保育施設で病児・病後児保育を行っているところがありますが、普段は幼稚園や保育所へ通園し、病気のときは企業主導型保育施設へ行くという両方に通園ということになるのでしょうか。

◇事務局

企業主導型保育施設で行っている病児・病後児保育は、子ども・子育て支援法の13事業の制度によるものでなく、一時的預かりの位置付けで、国の制度とは別に行っているものです。今回は、医師から病児・病後児保育施設を利用してよいと診断を受けた場合に受入するなど市としては国の制度による運営をする予定です。

◇委員

いなほ幼稚園は市内中心部で利便性がありますが、銭函地区は小児科の医療機関がなく、札幌市の医療機関へ通院している状況があります。銭函地区の病児・病後児保育はどのように考えていますか。

◇事務局

病児・病後児保育は、13事業のうち未着手事業ですので、まず、市内中心部で1か所開始し、次に2か所目と増やして行きたいと考えております。

◇委員

児童がインフルエンザの場合は、保育所に登園できませんが、例えば、保育所が病児・病後児施設へ児童を連れて行くことはできますか。また、1日3～4人の受入では、インフルエンザ流行時には不足するのではないのでしょうか。

◇事務局

他市の状況、配置する看護師や保育士の職員数などから1日3～4人の受入と考えております。インフルエンザ流行時と夏の時期などそうではないときでは、病児の人数にばらつきがあると思われませんが、経営的な面も考えて、まずは、最低限の職員数でスタートしたいと考えております。

◇会長

そのほか無ければ、本日はこれで議題を終えましたので、会議はこれで閉会といたします。皆様、お疲れ様でした。